

## 1 子どもの権利条例素案の最終確認について

第32回検討委員会での修正箇所確認 別添 条例素案（解説付き）

①第8条の解説（4ページ、解説3行目）

そのためには、子どもの権利を学習することは → （略）学習することが

②第20条の解説（8ページ、解説3行目）

ただし、教職員については → ただし、教職員（大学を除く）については

③条例前文

第2～第4段落をまとめて1段落とする

## 2 市長への答申提出について

(1) 答申書の構成

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ① 答申提出文             | 別紙 1 |
| ② 北広島市子どもの権利条例素案の構造 | 別紙 2 |
| ③ 北広島市子どもの権利条例素案    | 別紙 3 |

資料

北広島市子どもの権利条例素案（解説付き）

北広島市子どもの権利条例検討委員会の開催経過

北広島市子どもの権利条例検討委員会名簿

市民アンケート調査の結果

条例素案に対する市民意見と検討委員会としての考え方

(2) 答申提出時期

9月の市議会第2回定例会閉会後の10月上旬で日程調整

※ 答申書については委員長の確認をもらった後、各委員に郵送します。